

同時発表  
山口県

平成30年2月16日  
港湾局産業港湾課

## 西日本では初の特定貨物輸入拠点港湾を指定します

～私たちの生活を支える資源・エネルギーの安定的かつ安価な輸入の実現に向けて～

平成30年2月23日、石井国土交通大臣から徳山下松港の港湾管理者である村岡 山口県知事に特定貨物輸入拠点港湾（石炭）の指定書を交付します。

国土交通省においては、ばら積み貨物の安定的かつ効率的な輸入を確保するため、平成23年に国際バルク戦略港湾として徳山下松港をはじめとする全国10港を選定し、港湾管理者と連携して民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立や、港湾間や企業間の連携について取組を進めているところです。

今般、徳山下松港においては、石炭の輸入拠点としての機能や効率的な運営体制が整ったことから、港湾法に基づき国土交通大臣が特定貨物輸入拠点港湾（石炭）に指定し、荷役効率を上げる機械の固定資産税等の税制優遇などの支援により輸入拠点としての機能を更に高めてまいります。

このような取組により、企業間連携による共同調達など、効率的な石炭輸送を促進することで、西日本一円の生産性の飛躍的な向上と石炭の安定的かつ安価な輸入を目指し、我が国産業の国際競争力の強化を推進してまいります。

### 特定貨物輸入拠点港湾（石炭）の指定書交付式

日時：平成30年2月23日（金）17：30から20分程度  
場所：国土交通省 国土交通大臣室（中央合同庁舎3号館4階）  
（村岡 山口県知事へ手交）  
次第等：別紙のとおり

※なお、国務等の都合により時間、場所及び出席者等が変更となる場合がございます。

※交付式は取材可能（カメラ撮り可）ですので、取材を希望される方は事前に別添取材登録票により22日15：00までにご登録のうえ、当日17時15分までに4階エレベーターホールにお集まりください。

【お問い合わせ先】港湾局 産業港湾課 渡邊、齋藤  
（代表）03-5253-8111〔内線〕46451、46434 （直通）03-5253-8673  
（FAX）03-5253-1651

## 特定貨物輸入拠点港湾の指定書交付式について

平成30年2月  
港 湾 局

### 1. 概要

徳山下松港は、石炭の輸入拠点としての機能や効率的な運営体制が整ったことから、今般、平成30年2月23日付で国土交通大臣が港湾法第2条の2に基づき特定貨物輸入拠点港湾に指定※を行うもの。

※ 特定貨物輸入拠点港湾とは、ばら積み貨物の海上運送の共同化を進め、輸入拠点としての機能を高めるべき港湾。

特定貨物輸入拠点港湾の指定は、平成25年12月の小名浜港（石炭）、平成28年2月の釧路港（穀物）に続き、今回が3港目。

2. 日時 平成30年2月23日（金） 17：30から20分程度

3. 場所 国土交通大臣室

4. 指定対象港湾 徳山下松港

### 5. 次第

- ・開会
- ・特定貨物輸入拠点港湾の指定書の交付
  - ※ 石井 国土交通大臣から村岡 山口県知事に手交
- ・写真撮影
- ・閉会
  - ※閉会后、しばらく懇談

### 6. 出席者

国土交通省 石井 啓一 大臣  
菊地 身智雄 港湾局長

山口県 村岡 嗣政 知事

やまぐち港湾運営株式会社 取締役他 7名

（出光興産株式会社、宇部興産株式会社、周南バルクターミナル株式会社、中国電力株式会社、東ソー株式会社、株式会社トクヤマ、JXTGエネルギー株式会社）

※なお、国務等の都合により時間、場所及び出席者等が変更となる場合がございます。